

雜纂

徳川初期の貿易家絲屋隨右衛門

文學士 川島元次郎

一

文祿の初にあたり豊臣秀吉の朱印狀を得て海外貿易の業に従事したる者の中、長崎の絲屋隨右衛門は其の事績の最も明かならざる一人なり。長崎古今集覽に、

糸屋隨右衛門渡唐年十六歳、慶長六年丑年より寛永九年申年迄三十二年の間二十四度渡海、又云糸屋隨右衛門廿四度渡海種々の覺きも有之、

と記したれども、謂ふ所の「覺」即ち彼の手記せる

記録今傳はらず、二十餘回の航海の間には幾度か死生の境に出入して英雄的事蹟を留めたりけんに惜しい哉文獻徴すべきなく其の活動の跡を髣髴するに由なきを奈何にせん。京都市衣棚通竹屋町上ル町に絲屋初尾といへる人あり。予其の祖先の呂宋に渡航したる事ありと聞き、心ず隨右衛門の後裔なるべしと信じ、大正八年四月十六日倉皇として其の家を訪問したり。而して初尾氏の良人中西由之助氏より得たる回答は實に次の如くなりき。

拜啓昨日は態々御出被下候處生憎小生不在にて失禮申上候引續き海外貿易の事蹟御調査被遊候由學界の爲め感謝之至に奉存候(中略)何か御調査之御參考に可相成事實申上度存候得共糸屋家之事蹟は徳川氏以前之事は頓々不相分由緒書によれば先祖(糸屋九郎右衛門法名淨貞)豊公時代に泉州堺より呂宋に渡航之旨有之候て長崎云ふ事は傳説も無之候但右淨貞は其子の壽貞(是亦九郎右衛門)と共に徳川氏の命により江戸大坂堺南都京都駿府等に朱座之役所を創設し維新迄代々朱座年寄役を勤めたれば朱の輸入港たる長崎への交通はありたるべく、又最初の座役に一族を用ひたる等の事はなしとも難申候現に江戸朱座年寄義村仁三郎は同家にて維新迄存し居候右様之義にて長崎には寺も親類等も無之候只申上候義は糸屋は本姓を義村に申候に付義村を稱し候者は縁故ある人ニ被存候淨貞壽貞等の徳川氏創業時代に活動したる場所は堺伏見京都の様々に被存候御朱印其他重要な書類は上覽の爲め差出有之候内明暦之御府内焼失之際烏有に歸したる旨にて其後元治の

兵火にも遭ひ居り一向御覽に入候様之書類も無之候得共拜顔之時機も有之候は、由緒書等御覽に入可申候尙世間に流布せる名物糸屋切なる織物あり茶器之袋等に相成居候是は淨貞が海外より持歸りたるものに可有之候其外朱座切申ものも有之由に候へ共未だ見たる事も無之候是等が海外渡航を語るものか存候乍序申添候(下略)

かくて糸屋初尾氏の家は朱座年寄の家柄にして其の祖先九郎右衛門は假令呂宋に渡航したることありとするも、長崎の糸屋隨右衛門に關係なきこととなり、予の期待は敢なくも裏切られたり。予は去りて其の遺蹟遺物を長崎に求めざるべからず。

「市街を圍繞せる山岳は甚だ高からざれども急峻にして頂上に至るまで綠樹鬱蒼たるを以て山容頗る愛すべく風景明媚なり、此等の山岳を登れば市の背後にあたり數多の莊嚴なる寺院ありて、此の國の風習に従ひ華麗なる庭園と石階とを以て其の

美觀を装ひたり、更に高所に登れば無数の墓ありて累々として相連れり」とケンプエル氏が記せるが如く (Kaempfer: History of Japan) 長崎市街を繞れる一帯の青巒は今も尙翠黛の色を變へず、其の半腹には崇福寺、大音寺、皓臺寺等の伽藍高く聳えて、稱名の聲梵唄の音は颯々たる松籟に和し、其の後方に連れる廣大なる墓地には大小の碑石參差として、縷々として立ち昇る香烟は松杉の間に蹣跚して不斷の雲を停めたり。予は此の墓地に入りて磊塊の間を徘徊すること多時、遂に大音寺後方の地に於て絲屋隨右衛門の墓塔を見出すを得たり。墓は近年の改造に係り彫琢の跡新たにして「絲屋氏累代之墓」と題し、左の二十數行の文字を刻したり。

初代

糸屋 隨右門衛正

二代 幸譽道悅居士

寛文二戊寅一月十八日 糸屋五郎右衛門正道

三代 法譽了然居士

元祿八乙亥八月廿四日 糸屋五郎右衛門正徳

四代 性巖古曆禪定門

延享四甲子十二月十九日 糸屋 太郎兵衛

五代 繫譽諦念居士

元文四丙未十二月十一日 糸屋四郎右衛門

六代 正譽無樂道本居士

天明六丙午九月廿一日 糸屋 忠左衛門正秀

七代 覺譽涼響信士

明和四丁亥八月廿一日 糸屋 五八郎

八代 濟譽道閑吐浪居士

寛政十戊午五月五日 糸屋 隨右衛門秀俊

九代 泰譽翠雲正方居士

嘉永四辛亥五月十八日 糸屋 忠左衛門正秀

十代 覺譽心澄居士

明治十一戊寅七月八日 忠左衛門長男常三郎 四十五歳

十一代 釋貞好妙淨大姉

明治三十丁酉九月七日 常三郎長女古乃 二十九歳

明治廿三年卒忠左衛門次男靜次郎再興樋口氏

是れ我が絲屋隨右衛門の子孫連綿として近代に至る迄現存したるを證するものに非ずして何ぞや。

二

「絲屋氏累代之墓」に就きて最も注意すべきは最後の一行「忠左衛門次男靜次郎再興樋口氏」の文字なり。予長崎に在ること既に一閱年、居常絲屋氏の後裔を尋ぬるを以て念となすと雖、寡聞にして果さかりしに今此の端緒を得て雀躍に堪へず。捜索久しからずして樋口氏の所在を知るを得たり。

袋町に住する樋口靜一郎氏即ち是なり。氏は神戸高等商業學校を卒業したる新進の實業家にして、資性剛毅謙讓譽聞を當世に求めず、名家の後裔たることをも人々に語ることを稀なりしかば、訪古の客其の門を叩く者なく永く市井に隠れたりけん、予を見るに及びて氏は十年の交あるが如く筐底を拂ひて古記録を提示せられたり。是れ予の深く氏

に感謝する所なり。

由緒書に依れば、絲屋氏は隨右衛門の時より袋町に住居し、長子五郎右衛門寛永元年袋町乙名役となりてより、子孫其の職を世々にし、以て明治維新に及べり。九代忠左衛門正秀四子あり、常三郎、靜次郎、猪吉郎、理三郎といふ。常三郎家を繼ぎ、嘉永四年八月乙名役となり、安政二年八月唐船雜用取締掛を兼ねしが、維新の後家道振はず、明治十一年七月八日病で歿す。靜次郎出で、樋口氏を冒し、猪吉郎、理三郎庸暗にして素行修らず、常三郎の長女この絲屋氏を嗣ぐと雖も、織手能く家運を回らすべきにあらず、二叔之に乗じて専恣至らざるなく、遂に没落を見るに至れり。樋口氏を冒したる靜次郎は他郷に出で、刻苦精勵する事多年、一旦長崎に歸るや、既に他人の手に歸したる絲屋氏の家屋敷を買戻し、之に住居を定めて樋口絲屋兩家の祀を絶たざらん事を勉めたり。墓碑に刻せる「靜

次郎再興樋口氏」の文は即ち此の事實を指せるなり。靜次郎の長男即ち靜一郎氏にして、今の住宅は絲屋氏歴代の邸宅の一部に外ならざるなり。

天保四年六月九代猪右衛門(後忠左衛門と改む)より乙名會所に差出したる由緒書に曰く、

私先祖絲屋隨右衛門儀生所山城國之者ニ而御當地え罷越袋町に住居仕候其頃日本は異國に爲交易年々渡海仕候御定數被仰出隨右衛門船も蒙御免許當地は數年異國に渡海仕候尤舊記等御座候得共昔年火災之節燒失仕候ニ付年月等相知不申候ニ付書載不仕候隨右衛門悻九郎右衛門儀寛永元子年被召出袋町乙名被仰付候

又曰く、

右隨右衛門儀元山城國京都出生之者ニ御座候處當地袋町ニ住居仕候然ル處其頃日本は異國え爲交易渡海仕候船御定數被仰出隨右衛門船も蒙免許數年當地は異國に渡海仕候尤舊記御座候得共火災之節燒失仕年月等相知不申候

果然隨右衛門は京都の出生にして海外貿易の壯圖

を行はん爲め長崎に住居を定めたるなり。此の由緒書は隨右衛門の事蹟を叙すること僅に前記の二項に止まり、内容餘りに空疎なれども證據の書類燒失したりといへば是非もなし。而して二代五郎右衛門以下乙名役就職年行司船手吟味役等の加役申付けられたる事を記すに止まり、採りて以て隨右衛門の事蹟を稽ふるに足るべき史料を含まざるを遺憾とす。然れども樋口氏には此の由緒書の外に全く内容を異にしたる別箇の由緒書ありて、其の表紙には、

御勘定奉行支配

本國山城 朱座年寄

生國山城 絲屋源藏實子

絲屋九郎右衛門正審

と記し、正に京都の朱座年寄絲屋九郎右衛門より寛政年間京都所司代に差出したるものなることを示せり。其の中に曰く、

糸屋九郎右衛門事淨貞傳

一 初代

糸屋九郎右衛門正光

一異國渡海船之儀壽貞にも御免被爲仰付呂宋國に相渡り候御書頂戴仕罷在候

(中略)右九郎右衛門儀寛永五戊辰年五月剃髮壽貞ご改名仕御用向相勤慶安元戊子年六月廿二日行年七拾九歳ニ而病死仕候

とあり。此の糸屋九郎右衛門は前に掲げたる京都の糸屋初尾氏の祖先にして、長崎には親族もなしと回答せられたれども、現に長崎の糸屋家に其の由緒書を藏するを見れば兩家に何等かの關係なかるべからず。按ずるに長崎の糸屋家由緒書に「隨右衛門悴九郎右衛門儀寛永元子年被召出袋町乙名被仰付候」と記し二代五郎右衛門の條下に

右五郎右衛門儀父一同御當地罷越袋町に住居仕候之處寛永元子年長谷川權六様御在勤之節被召出袋町乙名役被仰付寛文二寅年迄三拾九箇年相勤候云々

とあり。是に依りて前の隨右衛門悴九郎右衛門と

あるは五郎右衛門の誤りなるべしと推定せらるゝと雖、隨右衛門、九郎右衛門、五郎右衛門三者の間に何等かの血族關係存在せしこと想定するに難からず。況んや異國渡海の年代略相同じく、渡航地も亦同じく呂宋なれば、隨右衛門九郎右衛門の兩名は恐らくは同時に手を携へて呂宋に渡航したりしならん。予は長崎の糸屋家と京都の糸屋家とは本分家の關係に在り、隨右衛門と九郎右衛門壽貞の父九郎右衛門淨貞とは兄弟の續柄なるべしと信せんと欲す。

大正九年八月予長崎にて得たる糸屋兩家の由緒書を携へ再び京都の糸屋初尾氏を訪ひ、其の所藏に係る由緒書數部を一覽せしに、全く長崎に存するものと同文にして、所司代に提出したる日附は異るとも内容には些の相違なきことを確めたり。かくて忘れられたる兩家の蚤縁は紛ふ方なき古記録の連鎖に依りて繋がれたりき。初尾氏等の驚喜

察するに堪へたり。

三

徳川氏の天主敎禁令を嚴にするや、慶長十九年正月大久保相模守忠隣を京都に遣はし、耶蘇の寺院を毀ち伴天連を追放し、近畿の敎徒を捕へて遠流に處す。元攝津高槻城主高山右近(名は長房、友祥南坊と稱す、敎名ジュスト Justo) 元丹後領主内藤飛驒守德庵(名は忠俊、敎名如安 Jean) 等之が魁首たり。幕府之を長崎に護送し同地の獄に繋ぐこと半年、此の年九月山口駿河守直友を長崎に遣はし九州諸候の兵を發して市中に散在する耶蘇寺院十一箇所を燒毀し、伴天連及敎徒を捕へ高山内藤等と共に阿媽港に追放せり。クラッセの日本西敎史に依れば高山右近内藤德庵等は夫人家族を率ゐ八名の宣敎師其他の敎徒と共に一隻の戎船に乗りマニラに向ひて出帆せしが、途中暴風に遭ひ一箇月間海上に漂蕩して具さに艱苦を嘗め千六百

十四年(慶長十九年)の暮マニラに到着するを得たり。フィリピン諸島長官ドン、フワン、デ、シルバ(Don Jean de Silves) 屬僚を率ゐて之を迎へ車馬を給し護衛を附し、宏壯なる邸宅を提供して優遇せらざるなく、高山右近に贈るに年金を以てせんとせり。蓋し右近等の布敎の爲に盡瘁したる功勞に報い、宗敎に殉して故國を放逐せられたる悲しむべき運命に同情したるが爲なり。然れども右近は其の厚意を謝して年金を受けず故國に在りてあらゆる迫害を受け天地に跼蹐したる身の異郷に謫流せられては思ひ設けざる款待を受けて感慨轉た深かりけん。マニラ到着後四十日を経て劇烈なる熱病に冒され、千六百十五年(元和元年)二月五日基督の名を唱へつゝ從容として瞑目せり。フランススコムリンのフィリピンの諸島に於ける耶蘇會員布敎史 (Francisco Colin: Labor Evangelica de los Obreros de la Compania de Jesus en las

Talas (Filipinas) に依れば内藤德庵は高山右近の死後妻子と共にマニラの郊外なるサンミゲル村 (San Miguel) に移り住し、支那文學に堪能なりしかば或は宗教書類を漢文に翻譯し、或は支那の醫書を西班牙文に譯し述作に従ふこと十一年、千六百二十六年(寛永三年)の末に至り病で歿せりといふ。六本長崎記に、

飛騨守は彼土に到り久しからずして死去のよし、南坊は長命にて憂年月を送りしが、杏の後松倉豊後守より申付、萬屋町糸屋隨右衛門ミ申もの故あつて西洋國に渡り、南坊に對面し茶の湯等をいたしけるに、邪宗門に落入し事かへすくも無念なりと後悔せしよし、隨右衛門歸朝して物語いたせし、七十餘歲迄存命なりしミかや、南蠻西洋國ミ申は呂宋アマカハの邊なり。

とあり。こは傳聞の誤にして彼土に到り久しからずして死去せしは高山南坊にして、長命に永らへしは内藤德庵なりしなり、隨て絲屋隨右衛門が對面せしは南坊に非ずして德庵なりしならん。按ず

るに肥前原の城主松倉豊後守重政、豪宕の資を以て夙に天主教徒の國害を爲すを憤り、幕府禁令を申ぬと雖敵徒は山野に潛行して根絶を期すべからず、隨て掃蕩すれば隨て蠢動するを憂ふること年あり、終に伴天連の根據地たる呂宋を攻略し、一舉其の巢窟を衝きて禍害を根底より剿滅せんとし、豫め士卒を遣はして國情を偵察せしむ。藩士吉岡九左衛門木村權之丞兩人重政の命を受けて卒二十人を率長崎を出帆せしは寛永七年十一月十一日にして、偵察の任務を終へて歸朝せしは翌八年六月なり。而して重政寛永七年十一月十六日に急に病で卒し遠征の壯舉は行はれざりしが、此の時屢々彼の地に往來して其地理、航路、人情、風俗言語、習慣を熟知したる絲屋隨右衛門を伴ひ行きしは元より當然の用意にして、吉岡等偵察の任務を全うせしは隨右衛門が斡旋盡力の功に歸せざるべからず。落穂集に依れば吉岡等一行の航海は平

安なる航海に非ずして、木村權之丞を初め足輕二十入中十人許りは船中にて死亡したりといひ、呂宋到着後は渡航の目的を高山等以下の追放人見舞に假託したりと雖、彼の地官憲の監視嚴重にして

「南蠻の都あたりへ寄せつけ申儀にては無之、豊後守方よりの書狀も封のまゝにて音物等も其儘にて、所の奉行目付とも申ごとの者ども五七人参り請取候て都へもたせ越候様子に相見え申候」といひ、一行は監視の下に別宅に差置かれ、日本の追放人と會見せんとする時は「南蠻人共四五人程宛傍に附添罷在候に付中々密事の相談などの罷成候事にては無之候」といへり。斯くの如き事情の下にありて吉岡等偵察の任務を果したりとすれば三十餘年の間二十餘回の往復渡航をなしたる隨右衛門の居中幹旋の功如何に大なりしかを想察するに難からざるなり。而して六本長崎記に出でたる隨右衛門が高山南坊に對面したる物語は明かに此

の時の事に非ず、寛永三年即ち内藤徳庵死去以前に於て隨右衛門が單獨に渡航したる時の話を混同したるものなるべし。其の南坊等悔恨の情ありと傳ふるものは聞者の主觀的感情に依ることにて今論つらふべき限りにあらざる也。

隨右衛門の子五郎右衛門寛永元年袋町乙名役となり、正保三年及承應元年の兩度年行司を兼ね寛文二年一月歿す。子五郎右衛門其の後を嗣ぎ元祿元年十二月迄二十七年間袋町乙名役たり。此の年唐館建設せられしを以て新に唐人屋敷乙名役となり元祿六年迄勤続したり。其の間寛文七年延寶六年兩度年行司を兼ねぬ。子太郎兵衛元祿元年十二月父の後を襲ぎて袋町乙名役となり、元祿十二年船手吟味役、正徳四年年行司を兼ね同五年に至る。四郎右衛門同年嗣ぎて乙名役となり、享保三年元文二年同四年の三度、船手吟味役、享保十三年、子元文二年の兩度年行司を兼ねぬ。子なし。西田嘉左

衛門の子忠左衛門を養ひ嗣とす。忠左衛門元文四年袋町乙名役を襲ぎ、寶曆八年年行司を兼ね同十年に至る。子五八郎寶曆十年襲職明和四年迄勤續せしが、子なく弟隨右衛門を養ひて嗣とす。隨右衛門明和四年袋町乙名役となり天明五年年行司、同七年、寛政元年、同六年の三度年番乙名を兼ね寛政元年湊内定浚方掛并塵芥取捨改掛、同二年普請方立合役、同三年湊大浚掛を兼ねたり。子堵右衛門(後に忠左衛門と改む)寛政十年乙名役となり文政二年唐船雜用取締掛、同三年湊浚方、同四年年行司、同五年普請方立合、文政八年市中取締方并諸色直段調掛、同十一年同上、天保四年船改方同十一年旅人改方、同十四年船改方、弘化二年旅人改方、同三年請荷役立合、同四年旅人改方等を兼ね。子常三郎嘉永四年袋町乙名役を襲ぎ、同七年年番乙名、安政二年唐船雜用取締掛、安政四年貫銀方立合等を勤め、以て明治維新に至れり。

子隨右衛門の事蹟を詳かにせんと欲し諸書を涉獵すと雖、淺學にして以上の外未だ憑徴すべき資料を見出すこと能はず。今幸にして其の後裔を尋ね傳家の由緒書に接するを得たるを以て、姑らく其の所由を録し、以て後の修補を俟たんとす。